

慶弔規程

平成15年 5月15日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、新潟市異業種交流研究会協同組合（以下「本組合」という。）の組合員及び組合に勤務する職員の、慶弔金及び見舞金に関する事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において組合員とは、組合員企業の代表者及び本組合の参加登録者をいう。

(慶弔金の支給)

第3条 組合員及び組合に勤務する職員が、次の各号の一に該当するときは、別表により慶弔金を支給する。

- (1) 本人の死亡
- (2) 本人と同居する父母（養父母を含む）・配偶者・嫡子の死亡
- (3) 本人が傷病のため、入院1ヶ月以上に及んだとき

(見舞金の支給)

第4条 組合員が次の各号の一に該当するときは、別表により見舞金を支給する。

- (1) 組合員企業の事業所の焼失、倒壊、又は流出

(支給の方法)

第5条 慶弔金及び見舞金の支給は、第3条及び第4条に該当する組合員及び組合に勤務する職員の申請により支給するものとする。

(その他)

第6条 慶弔金、見舞金及び供花については三役会の議を経て、これらの規定にかかわらず実行することができる。

附 則

この規程は、平成5年5月14日より施行する。

別 表

[慶弔金]

区 分	組合員及び組合に勤務する職員	組合員及び組合に勤務する職員と同居する父母（養父母を含む。）配偶者・嫡子
死 亡	20,000円	10,000円
入 院	10,000円	_____

[見舞金]

区 分	組合員企業
事業所の焼失、倒壊、 又は流出による場合	10,000円